

## 1-1) 緑園学園地域防災拠点・基本事項

### 1 地域防災拠点の役割

- (1) 住家を失った、または自宅で生活を継続することができない住民の生活の場  
※備蓄庫に避難者のための食料・飲料水・生活用資機材を備蓄
- (2) 住民による救助活動の拠点・活動資機材の備蓄
- (3) 地域に向けた災害関連情報の発信拠点
- (4) 救援物資等の集積、住民への分配拠点

### 2 防災設備等

- (1) 防災備蓄庫 場所：後期・管理棟北側  
(収納資機材は別紙泉区地域防災拠点 防災備蓄庫資機材リストを参照)
- (2) デジタル移動無線  
ア 半固定装置 場所：職員室 及び 校長室  
イ モジュラージャック（防災電話を接続） 場所：職員室前廊下
- (3) アマチュア無線
- (4) 災害用下水直結式トイレ（はまっこトイレ5基） 場所：サブグラウンド北側
- (5) 給水設備（断水時に使用）  
発災直後から 災害用地下給水タンク（場所：正門前地下）
- (6) 特設公衆電話接続ジャック 場所：体育館入口
- (7) 災害時安否情報システム入力端末 場所：職員室副校長のPC使用予定  
※避難者カードをシステムへ入力するためのパソコン
- (8) プール（断水時の生活用水として使用） 場所：室内プール

### 3 避難所レイアウト（緑園学園地域防災拠点平面図を参照）

- (1) 避難者受付 ……地域交流室廊下側入り口
- (2) 運営委員本部……………後期管理棟会議室
- (3) 拠点動員職員控室……後期管理棟会議室、学習相談室①、及び②
- (4) 避難者生活エリア……一般避難者、仮救護所：メインアリーナ、（サブアリーナ、  
武道館）  
要援護者：メインアリーナ（プライベートテント使用）  
授乳室：メインアリーナ（プライベートテント使用）  
発熱者：和室  
感染症濃厚接触者等：図書館
- (5) トイレ……………メインアリーナ左側トイレをメインに使用
- (6) 仮設トイレ……………サブグラウンドのはまっこトイレの左側に二基設置（汲み取り式）
- (7) 救援物資保管場所……サブアリーナ
- (8) ごみ置き場……………防災倉庫前
- (9) ペット一時飼育場所…防災倉庫左側の空き地を使用

#### 4 運営委員の活動

地域防災拠点運営委員は、横浜市内で震度5強を観測（※）した場合、地域防災拠点に参集し、開設に向けた準備を行う。開設・運営にあたっては、運営委員を中心に、避難者の協力を得て行うものとする。

※泉区で震度5強を観測していなくても、他区で震度5強以上を観測した場合は、市内すべての地域防災拠点を開設する。

**【震度5強以上の地震があった場合の運営委員の集合場所】**

**緑園学園正門前**

#### 5 鍵の管理者

**【鍵の保管者氏名】** 毎年5月に更新される鍵管理者名簿を参照の事

#### 6 緑園学園地域防災拠点組織編成

委員長	毎年5月に更新配布される名簿を参照の事	
副委員長	同上	
班	事務分掌	
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点開設・運営に関する総合調整</li> <li>・ 区本部との各種連絡、調整に関する事項</li> <li>・ 会議の開催に際する事務局</li> <li>・ ボランティアの受付、その他対応</li> <li>・ 拠点の秩序やルールに関する事項</li> <li>・ 在宅被災生活者の支援調整に関する事</li> <li>・ その他、他の班に属さない事項</li> </ul>	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種の情報の管理</li> <li>・ 震災、町内区域内的の被災情報の取りまとめ</li> <li>・ 拠点の情報発信拠点機能に関する事項（掲示板の掲出・掲出情報の管理）</li> <li>・ 区割り及びスペースへの割り振り</li> <li>・ 避難者カードの管理 ・ ペット登録票</li> <li>・ 避難者リストの作成</li> <li>・ 町内会（拠点以外の避難者）、町の防災組織との情報受伝達</li> </ul>	
食料物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水（飲料水、生活用水）の確保に関する事項</li> <li>・ 食料の調達、配布に関する事項</li> <li>・ 備蓄品の管理、リストの作成</li> <li>・ 救援物資の管理及び配布</li> <li>・ トイレ対策に関する事項</li> </ul>	

救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の救出、救護活動に関する事項</li> <li>・負傷者の医療機関への搬送に関する事項</li> <li>・町内会の区域内の被災状況の確認</li> <li>・拠点と地域の防犯パトロールに関する事項</li> </ul>
学校再開準備班	<p>◇<u>学校の状況により、学校長・教職員により構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA、保護者会への説明会の開催</li> <li>・暫定カリキュラムの編成</li> <li>・教育委員会との連絡調整</li> </ul>

## 7 各班の活動

各班マニュアルに従い、行動する。

※庶務班マニュアルについては、開設・運営全般に関する事項が記載されているため、班に関わらず運営委員全員が内容を把握する。